

新専門医制度の単位の申請手続きについて

1. はじめに

新専門医制度では、現行制度のように「日本皮膚科学会総会に参加して、20 単位」という学会参加単位の取得が日本皮膚科学会地方会及び地方会に準ずる集会でしか認められておりません。なお、新専門医制度では参加単位は1年間で2単位まで。5年間で6単位までが認められております。

そのため、専門医資格を更新するためには日本皮膚科学会総会をはじめ、学術大会に参加したことによる「参加単位」ではなく、当該学術大会に参加し、学術大会で開催する教育講演などを受講することによる「受講単位」を取得する必要があります。教育講演などの受講証明には、日本皮膚科学会が用意する「受付システム」を用いて受講履歴を取得することになります。

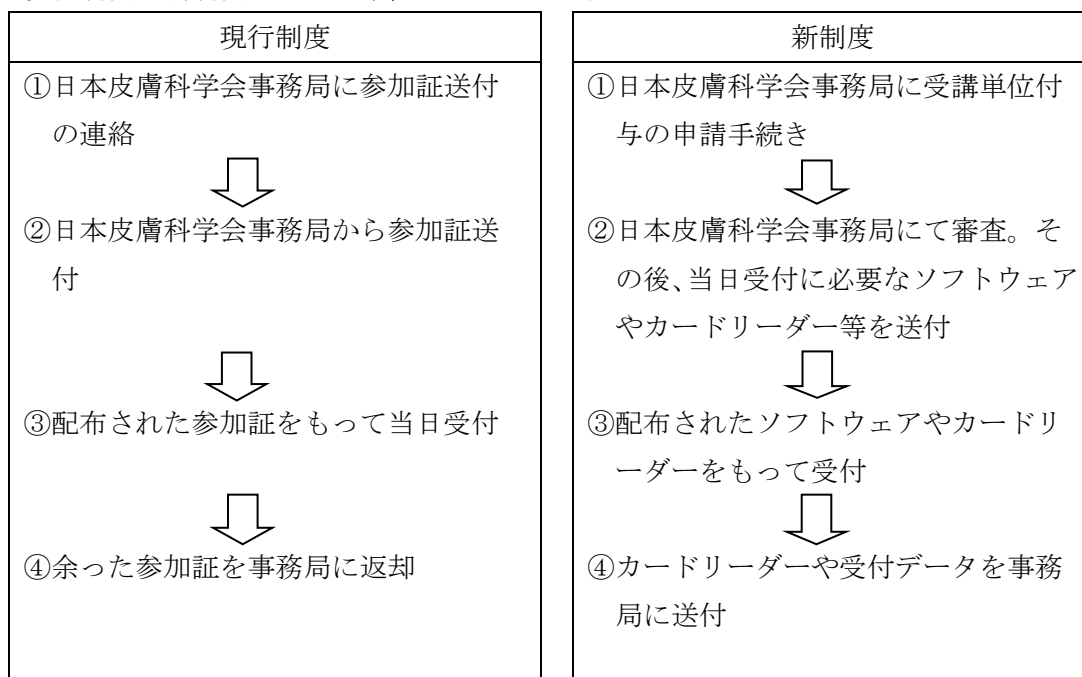
2. 対象となる講習について

現行制度で「後実績参加単位を認めている」学会で開催される教育講演やシンポジウムなどが対象となり、その内容は皮膚科に関連する演題である必要があります。また、企業共催となっているセミナーや講習会については対象となりませんのでご注意ください。

3. 単位付与の申請について

現行制度では学術大会が開催する1ヶ月程度前までに日本皮膚科学会事務局に「後実績参加証を○枚送付してください」という連絡を大会校からご連絡いただき、日本皮膚科学会事務局から「参加単位」の証明となる参加証を送付していました。これと同様に新制度では「教育講演などを受講単位として申請する」手続きをしていただく必要があります。

< 現行制度と新制度における単位付与の主たる流れ >



4. 申請手続きについて

受講単位付与の申請手続きには、所定のフォーマットに必要事項を記入のうえ申請ください。

https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=40

5. 当日の受付について

申請いただいた内容を審査し、教育講演やシンポジウム等が受講単位として認められた場合、その旨の通知をお送りいたします。また、当日の受付に必要な IC カードリーダーと受付ソフトウェアを日本皮膚科学会事務局から送付しますので、受付に使用する Windows PC に受付ソフトウェアをインストールし、当日の受付を行ってください。ソフトウェアについては別途、説明書をお送りしますので、その説明書に従い対応をしてください。

6. 学会会期終了後について

学会が終了した後、受付したデータを日本皮膚科学会事務局まで 2 週間以内にメール添付にてお送りください。また、IC カードリーダーも同様に日本皮膚科学会事務局にご返送ください。なお、受付ソフトウェアは、受付データを日本皮膚科学会事務局に送付した後にアンインストールしていただいても構いません。

7. 一般演題について

地方会及び地方会に準ずる集会で開催する一般演題は連続した 2 時間以上の内容であれば受講単位として認めることが可能です。また、地方会は 1 つの会場でのみ運営しているケースが大多数を占めると思われます。新専門医制度の運用の原則に則り「参加履歴確認のための受付」と「一般演題聴講のための受付」を 2 つ行うのは、地方会開催において混乱を生じる要因になると思われます。そこで、1 つの会場で運営している地方会では、従来どおりの「参加登録」の受付をもって受付履歴を管理させていただければと思います。ですので、新専門医制度対象の方と旧制度（学会制度）対象の方とで受付を分ける必要はない、ということになります。

8. その他について

2018 年 4 月から新専門医制度の単位取得が開始し、2022 年 4 月より新専門医制度への移行の更新手続きが始まりました。

そのため、今後は旧専門医制度での単位取得者はあまりおられません。必要に応じて旧専門医制度の受付も行っていただきますようご面倒をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

9. よくある質問について

Q 1) 単位として認められる講習会の条件は何でしょうか？

A 1) 皮膚科研修カリキュラムに記載されている皮膚科関連の内容（臨床、手技など）であり、講演時間が原則として1時間以上で演者が2名以内のものとなります。

講演形式	講演時間	講師	単位	単位付与	備考
教育講演	1時間	1名	1単位	○	
教育講演	1時間	2名	1単位	○	
シンポジウム	2時間	4名	2単位	○	
教育講演	30分	1名	0単位	×	講演時間が短い
シンポジウム	2時間	6名	0単位	×	講師が多い

Q 2) 単位として認められたことは、どのように告知すれば良いでしょうか？

A 2) 抄録やホームページに記載し、告知することが望ましいです。また、必要であれば、日本皮膚科学会ホームページの「学会カレンダー」に貴学会のホームページなどリンクを貼らせていただきます。

Q 3) 演題名は仮題名で申請することは可能でしょうか？

A 3) はい、仮題名で問題ありませんが正式演題名が決まり次第、ご連絡ください。ただし、仮題から内容が大幅に変更された場合は、再度審査となりますのでご注意ください。

Q 4) 一般演題が受講単位として認められるのは2時間以上ですが、1つのカテゴリにつき2時間が必要とのことでしょうか？

A 4) いえ、1つのカテゴリで2時間が必要ではありません。原則として休憩を挟まない（連続した）2時間の聴講をもって1単位となります。そのため、Aカテゴリが1時間開催し、続いてBカテゴリが1時間開催するような連続した2時間以上（カテゴリ毎の時間配分は自由）の一般演題の講演であれば、1単位として認められます。

<例>

時間	単位認定されるパターン	単位認定されないパターン
10:00	一般演題 1	一般演題 3
10:30	「ウイルス・真菌感染症」	「脱毛症」
11:00	一般演題 2	【空き時間】
11:30	「色素異常症」	一般演題 4
12:00		「皮膚炎・湿疹」

*一般演題が2時間以上連続していないため、右記のケースは受講単位が認められない。

お問い合わせ先：日本皮膚科学会 事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-1-4

TEL：03-3811-5099 E-mail：tnei-shinsei@dermatol.or.jp